都道府県共同募金会　連絡先一覧

都道府県名	電話番号	寄付金受入郵便振替口座	都道府県名	電話番号	寄付金受入郵便振替口座	都道府県名	電話番号	寄付金受入郵便振替口座
北海道	011-231-8000	02770-0-14	石　川	076-208-5757	00780-6-320	岡　山	086-223-0065	01250-2-600
青　森	017-722-2169	02310-3-4753	福　井	0776-22-1657	00750-4-350	広　島	082-254-3282	01320-9-37
岩　手	019-637-8889	02380-6-2020	山　梨	055-254-8685	00400-6-386	山　口	083-922-2803	01560-1-2
宮　城	022-292-5001	02260-1-16390	長　野	026-234-6813	00580-0-31000	徳　島	088-652-0200	01640-7-537
秋　田	018-864-2821	02540-9-3184	岐　阜	058-201-1591	00800-5-6080	香　川	087-823-2110	01650-8-538
山　形	023-622-5482	02480-9-590	静　岡	054-254-5212	00800-6-5560	愛　媛	089-921-4535	01630-5-536
福　島	024-522-0822	02160-0-13379	愛　知	052-212-5528	00870-9-20200	高　知	088-844-3525	01660-0-539
茨　城	029-241-1037	00310-1-49600	三　重	059-226-2605	00880-8-4860	福　岡	092-584-3388	01780-6-4404
栃　木	028-622-6694	00180-4-568911	滋　賀	077-522-4304	01070-4-299	佐　賀	0952-23-4996	01770-5-12266
群　馬	027-255-6596	00190-5-67722	京　都	075-256-9500	01050-1-297	長　崎	095-846-8682	01870-8-22522
埼　玉	048-822-4045	00150-0-251306	大　阪	06-6762-8717	00990-8-220	熊　本	096-354-3993	01930-2-2300
千　葉	043-245-1721	00100-4-22297	兵　庫	078-242-4624	01180-8-1166	大　分	097-552-2371	01920-6-408
東　京	03-5292-3181	00130-8-80582	奈　良	0744-29-0173	00980-6-300	宮　崎	0985-22-3878	01980-7-160
神奈川	045-312-6339	00230-7-12217	和歌山	073-435-5231	00970-9-430	鹿児島	099-257-3750	02010-8-8900
新　潟	025-281-5532	00630-5-14477	鳥　取	0857-59-6350	01480-0-250	沖　縄	098-882-4353	02070-6-27
富　山	076-431-9800	00790-8-370	島　根	0852-32-5977	01490-2-251	中　央	03-3581-3846	00160-4-6170

感謝状贈呈

共同募金会への寄付に対しては、感謝状の贈呈があります。

個人からの寄付

20 万円以上 …… 中央共同募金会会長感謝状
50 万円以上 …… 中央共同募金会会長感謝楯
100 万円以上 500 万円未満
…… 厚生労働大臣感謝状

法人・団体からの寄付

60 万円以上 …… 中央共同募金会会長感謝状
100 万円以上 …… 中央共同募金会会長感謝楯
300 万円以上1,000万円未満
…… 厚生労働大臣感謝状

（注）個人が 500 万円以上、企業が 1,000 万円以上の寄付をした場合、褒章制度の対象となる場合があります。また、都道府県共同募金会ごとの基準に基づき、寄付額によって感謝状の贈呈をしているところもあります。

共同募金会では、個人情報を適正に管理し、許可なく第三者に提供いたしません。

製作　社会福祉法人中央共同募金会
このパンフレットは再生紙を利用しています。 2024

共同募金への寄付と税制優遇

共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。
税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会の行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり、共同募金による助成が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

●個人のご寄付…所得税については所得控除または税額控除の、住民税については税額控除の対象となります。

●法人のご寄付…法人税については全額損金算入となります。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金の使いみち

赤い羽根共同募金は、都道府県ごとに設置された共同募金会で運営され、集まった募金はその県内で助成されます(※)。子どもたち、高齢者、障がい者、生活上の悩みや困難を抱える方などを支援するさまざまな福祉活動に役立てられます。
（※）災害時は県域をこえて助成を行うことがあります。

活動の対象者別内訳（令和４年度実績）

助成総額：142億9,781万6,677円
助成件数：4万6,175件

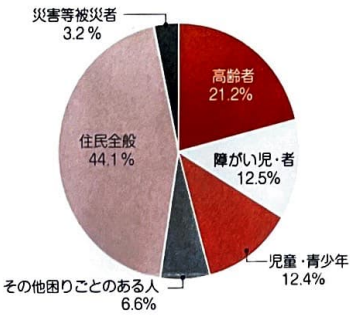

寄付金が、お住まいの地域や全国各地でどのように役立てられているか、具体的な内容をホームページで公開しています。

赤い羽根データベース「はねっと」 検索
https://hanett.akaihane.or.jp

「子育て相談支援」
子育てサロン・旭グループ（高知県）

「中高生の第３の居場所づくり」
特定非営利活動法人 AIKURU（埼玉県）

「医療的ケア児とその家族への支援」
ほっとくらぶ（長野県）

「災害時のボランティアや防災訓練」
海南市社会福祉協議会（和歌山県）

「一人暮らし高齢者への見守り訪問」
印西市社会福祉協議会（千葉県）

共同募金会への寄付金の税制優遇

寄付金の種類		A　赤い羽根共同募金（指定寄附金）	B　共同募金以外の寄付金（指定寄附金）	C 社会福祉法人（特定公益増進法人）として受け入れる寄付金
寄付の時期		共同募金運動期間	左記期間外（左記期間内であっても受配者指定のある寄付金も含む）	随時
寄付金の使途		社会福祉法第２条に規定されている社会福祉事業及び更生保護事業法第２条に規定されている更生保護事業		社会福祉を目的とする事業
法人税	優遇措置の内容	**全額損金算入（※１）**		**寄付金の特別損金算入（※２）**
	根拠法令等	法人税法第３７条及び昭和４０年大蔵省告示第１５４号第４号	法人税法第３７条及び昭和４０年大蔵省告示第１５４号第４号の２	法人税法第３７条
所得税	優遇措置の内容	**所得控除（※３）** **税額控除（※４）** （注）所得控除か税額控除のいずれかを選ぶことができます。詳しくは、各都道府県共同募金会までお問い合わせください。		
	根拠法令等	所得税法第７８条及び昭和４０年大蔵省告示第１５４号第４号	所得税法第７８条及び昭和４０年大蔵省告示第１５４号第４号の２	所得税法第７８条
個人住民税	優遇措置の内容	**税額控除（※５）** 寄付金額から２千円を控除した金額の１０%の税額控除		
	根拠法令等	地方税法第３７条の２、第３１４条の７及び地方税法施行令第７条の１７、第４８条の９	地方税法第３７条の２、第３１４条の７及び地方税法施行令第７条の１７、第４８条の９並びに平成２年自治省告示第６６号	

※根拠法令等は令和６年４月１日現在

【法人税】

※１　全額損金算入

一般の寄付金については、法人の資本金と所得金額によって計算される損金算入限度額があり、その限度額の範囲内でしか損金算入できません。しかし、共同募金会に対する寄付金（上の表のＡまたはＢ）は、財務省が「指定寄附金」の対象としていますので、**損金算入限度額がなく、その寄付金の全額が損金算入されます。**

※２　寄付金の特別損金算入（ご参考）

法人が、社会福祉法人（特定公益増進法人）へ寄付金を支出した場合（上の表のＣ）は、次の金額を限度として所得の計算上、損金に算入されます。損金に算入されなかった金額は一般の寄付金の額に含めます。

特別損金算入限度額＝（資本金 ×0.375%＋所得金額 ×6.25%）×１／２

例えば、資本金 2,000 万円、当該事業年度の所得が 1,000 万円の会社における特別損金算入限度額は、（75,000 円＋625,000 円）×１／２＝350,000 円となります。これと比較すると、共同募金会に対する「指定寄附金」が全額損金算入できるということは、法人税法上格段の優遇措置がとられているといえます。

【所得税】

※３　所得控除

「所得控除」とは、寄付者のその年分（１月～12 月）の課税対象となる所得から、所定の金額が控除されることをいいます。

納付する税額＝（所得金額－所得控除額）× 税率

所得控除額＝寄付金額（年間所得の 40%を限度とする額）－2,000 円

※４　税額控除

「税額控除」とは、納付すべき所得税額から、所定の金額が控除されることをいいます。ただし、税額控除額は、その年分の所得税額の 25%が限度となります。

税額控除額＝（税額控除対象寄付金額－2,000 円）×40%

【※３ 所得控除と※４ 税額控除の違い】

○所得税率 20%の方が年間１万円のご寄付を行う場合

●所得控除

（10,000－2,000）円＝**8,000円⇒所得控除額**

8,000円×20%＝（1,600円）⇒還付額（お手元に戻る額）

◆所得税 1,600 円が還付*されます

●税額控除

（10,000－2,000）円×40%＝（3,200円）⇒税額控除額（お手元に戻る額）

◆所得税 3,200 円が還付*されます

＊確定申告による。上限あり

【個人住民税】

※５　個人住民税の税額控除

「税額控除」とは、納付すべき個人住民税の額から所定の金額が控除されることをいいます。なお、地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

税額控除額＝［寄付金額（年間所得の 30%を限度とする額）－2,000 円］×10%

例えば、１万円の寄付を行う場合、寄付額から 2,000 円を差し引いた 8,000 円に 10%を乗じた 800 円が、個人住民税額から控除されます。

相続財産の寄付、遺贈

- 個人が生前に共同募金会に寄付することとしていた遺産については、相続税がかかりません。
- 相続された方が相続税の申告期限までに共同募金会に寄付した遺産については、相続税がかかりません。
- 中央共同募金会では、遺贈・相続財産の寄付についてのご相談を常時受け付けております。
  現金に限らず、有価証券や不動産での寄付についてもご相談ください。
- 遺贈・遺産の寄付について、詳しくは遺贈に関するパンフレット「赤い羽根共同募金からご遺贈・相続寄付に関するごあんない」をご覧ください。（中央共同募金会ホームページに掲載しています。https://www.akaihane.or.jp/izou/）

中央共同募金会　☎03-3581-3846　✉kikin@c.akaihane.or.jp